

第 2 号議案

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスの進め方について

(案)

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスの進め方について、業務規程第 32 条及び送配電等業務指針（案）第 29 条に規定する事項に関し、第 1 回広域系統整備委員会（平成 27 年 4 月 24 日開催）での議論を踏まえ、以下のとおりとする。

1. 他の案件との照合確認及び継続の必要性

当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行った結果、当該案件と同一性が認められる案件が無い場合、新規案件として計画策定プロセスを継続する。

2. 検討スケジュール

計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の決定までの期間は、実施案及び事業実施主体の募集を行う場合における標準検討期間である 18 か月とする。

- ・ 広域系統整備の基本要件 平成 27 年 9 月目途
- ・ 広域系統整備計画の取りまとめ 平成 28 年 10 月目途

3. 検討提起者への通知

別紙により、検討提起者に対して計画策定プロセスを開始した旨及び計画策定プロセスの進め方を通知する。

以 上

別紙：（検討提起者への通知書）「広域系統整備計画に関する計画策定手続の開始及び進め方について」